

<2009-2010年度>

# 第3回 キャビネット会議 提出案件



2010年3月15日（月）

AP西新宿 5階 会議室

ライオンズクラブ国際協会  
330-A地区

# 第3回 キャビネット会議提出案件

役職名 政策・会則委員長

L名 野崎 武

案件 1 「審議決議事項」

(説明) ライオンズ必携〈地区年次大会議事規則標準版〉

11項 次期地区ガバナー及び次期第1及び第2副地区ガバナーの選出は、次の方法によるものとし、選挙は地区ガバナー第1及び第2副地区ガバナー指名選挙委員会が管理する。

(1) 次期地区ガバナーの選出

(イ) 構成員の単記無記名投票選挙を行う

(ロ) 過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする

(ハ) 過半数の得票がなかった場合は空席が生じるものとし、

国際付則第9条6(e)が適用される。

(2) 次期第1副地区ガバナーの選出

(イ) 構成員の単記無記名投票選挙を行う

(ロ) 過半数の得票者をもって次期第1副地区ガバナーとする

(ハ) 過半数の得票がなかった場合は空席が生じるものとし、

国際付則第9条6(d)が適用され、地区(单一／準／複合)の会則

及び付則に従って補充される。

(3) 次期第2副地区ガバナーの選出

(イ) 構成員の単記無記名投票選挙を行う

(ロ) 過半数の得票者をもって次期第2副地区ガバナーとする

(ハ) どの候補者も当選に必要な票を得るまで投票を行う。但しいずれの

候補者も過半数に満たさない場合は、同日に上位2名で再度投票を

行う。

12項 別に定めない限り議事手続きは、ロバート議事規則最新版による。

今まで330-A地区では、ボイスボード（拍手）によって次期地区ガバナー及び次期副地区ガバナーの選出を行っていたが、330-B地区、C地区と同様上記の通りライオンズ必携の（1）（2）に規定される通り信任投票ではないが、単記無記名投票を行う。

ロバート議事規則とは次のとおりである。

はじめにロバート議事規則は、今から約120余年前に、アメリカ合衆国将軍故ヘンリーMロバートが著し、1876年に初版本が発行されました。それ以来、米国において最も標準的かつ権威ある議事法典として各種の団体で採用されてきました。

ライオンズクラブもまた、特別な定めのあるほかは、すべての会合はロバート議事規則の最新版によることが決められています。（国際付則第12条およびクラブ付則標準版参照）。

そこで、ライオンズクラブは、国際協会またはその管轄下のすべての会合は勿論地区からクラブにいたるまでこの規則によって運営されなければなりません。

ところが、この規則がライオンズクラブの運営や会合の進行上十分活用されているかというと甚だ疑問です。それには無理もない理由があります。ロバート議事規則は英文版初版が発行されてから百年余経過した1986年ようやくその日本語版が完成し出版されました。（有限会社ロバート議事規則研究所発行）。しかもそれは日本法式に成文法化されたものではありません。日本語版で605頁にも及ぶ膨大な書物で、いわば議事運営の解説書といった形のものです。これを完全に読破し、会合の都度傍らにおいて参考にしようとしても無理な話です。

そこで、複合地区会則委員長連絡会議は、ロバート議事規則を取り上げました。ロバート議事規則をクラブやメンバーに周知徹底させるためにはどうしたらよいか真剣に討議しました。ロバート議事規則は議事手続だけではなく組織運営の基本マニュアルでもあります。

社会の多様化、複雑化とともに人々の価値観も様々です。意見が活発に交わされ

ても、ロバート議事規則をそれぞれが正しく理解していれば、混乱は避けられ、円滑で、民主的な組織運営ができるはずです。

そこで、ロバート議事規則をコンパクトに、解りやすくプリントまとめることにしました。とはいっても、605 頁もの大書を簡潔にまとめなどという作業は至難のことです。幸いに、今までロバート議事規則としてまとめられたいいくつかのものがあります。それを参考にしながら、ライオンズクラブのより良い発展のために具体的に活用できるように心掛けました。

ロバート議事規則の目指すものが、各位に一層深く理解され、ライオンズクラブの発展のために少しでも役立てれば幸甚です。

### 1. ロバート議事規則とは

今から約 120 余年前、アメリカ合衆国将軍ヘンリー M. ロバートが少佐の時著し、1876 年にその初版が刊行された。

それ以来、ロバート議事規則は世界で最も標準的かつ権威ある議事法典として各種の団体でこれを使用するようになった。

ライオンズクラブは、国際付則第 12 条およびクラブ付則標準版で、特別の規定がない限り、「最新版のロバート議事規則による」ことが定められている。

### 2. ロバート議事規則日本語版

1986 年 6 月漸く全文完全邦訳書が発行された（ロバート議事規則、発行所有有限会社ロバート議事規則研究所、京都）。それ以前は、この規則の内容が断片的に紹介されているに過ぎなかった。

しかし、日本語版が出版されたとはいえ、それは 605 頁に及ぶ大部のものである。しかも、それは議事運営についての解説書ともいべきもので、一般に考えられるように形式的に成文法化したものではない。

### 3. ロバート議事規則議事運用規則試案

この間、L 増田善裕（松戸中央 L C）は、1978 年 7 月号から 79 年 6 号まで 12 回にわたり「The Lion」に「ロバート議事法を考える」という貴重な解説文を

掲載した。ことに「The Lion」1979年3月号に、同ライオンはロバート議事規則を基本とした「ライオンズクラブ議事運用規則」を試案として提案されている。

この試案はその後、公式に採用されることなく、事実上「ロバート議事規則」そのものとして考えられているかの如くである。

その他いくつかの地区によって、ロバート議事規則を簡潔に説明しようとする試みがされてきた。

#### 4. ロバート議事規則の目的

ロバート議事規則は組織や会合を民主的かつ効率的に運営するためのものである。あらゆる会合は規律正しく運営されなければならない。多様な意見が活発に交換されることは好ましいことである。しかしそれによって会議が混乱し感情的な対立や組織の分裂に至るようなことは避けなければならない。少数意見を含めてすべての意見を整理し、組織としての一つの意思を形成してゆく過程が極めて大切である。ロバート議事規則は、これらの点について細部にわたって配慮されている。

#### 5. ロバート議事規則の基本原則

##### (1) 定足数遵守の原則

会議を開き議決を行なう際に最低必要とする出席者数のことである。公式な会合では、定足数を定め、その数に満たなければ会合を開き採決することはできない。

##### (2) 多数決の原則

特に規定する場合を除き出席者数の過半数の賛成が必要である。重要な議案では出席者の3分の2の賛成を必要とする旨、特別規定を設ける場合がある。

##### (3) 少数意見尊重の原則

ある意見にセカンドがつき次第、議題としなければならない。

\*セカンドとは「各種動議の賛同者」のことである。少数意見を大切にすることになる。

---

## 6. ロバート議事規則による会議の進め方

---

### (1) 会議前の準備

---

会議用資料を十分に整え、会場の設営・日時の決定・議案等を前もって送付する。

---

### (2) 開会のあいさつ

---

議長はあいさつの後着席し、これより書記は議事の記録をする。

---

### (3) 定足数の確認

---

会議構成員の定員数と出席者の人数を発表し、過半数に達すれば会議は成立する。ライオンズクラブの場合は、代理投票は国際会則により禁止されている。

---

(国際会則第6条5項)

---

### (4) 議事録署名人の指名

---

出席者の中より指名する。

---

### (5) 前回議事録の承認

---

前回の議事録を読みあげるか、前もって送付しておく。

---

### (6) 各種報告事項

---

### (7) 議題審議

---

A 会議を主宰する者は議長であり、議長の許可のもとに発言する。

---

B 一つの議題で同じ意見を何度も繰り返し発言することは慎まなければならぬ。

---

C 協議事項について提案者は簡潔に提案理由を説明する。

---

D 一回の発言は3分から5分で、一人二度まで通算10分以内とする。ライオンズクラブの場合は、複合地区および地区年次大会議事規則各標準版によると、原則として提案理由および討議は一人3分を越えてはならないとしている。多数の代議員に発言の機会を与えるためである。

---

E 発言は意見か、質問か、動議であるかをまずはつきり言う。

---

F 賛否を採決する場合は、出席者の過半数とする。

---

---

但し、重要な問題、あるいは前に採用されたものの修正は3分の2の賛成を必要とする。

---

G 賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

---

H 議長は意見を発表してはならない。若し意見を発表する場合は他の出席者に議長を交代してもらい発言する。

---

(8) その他

---

議題以外に提案があれば、その他で受理し議場にはかり「セカンド」があれば賛否をとり、議題とする。

---

7. 議長の権限

---

議長の権限は次のとおりである。

---

(1) 会議の招集

---

(2) 開会・休会・閉会宣言

---

(3) 議事録署名人の指名

---

(4) 議題の宣言

---

(5) 採決（可否同数の場合の決裁権）

---

(6) 会議事務の監督

---

(7) 発言の許可、制止（一巡しないうちは同じ人が発言できない）

---

(8) 不穏な発言の取り消し命令

---

(9) 暴力行為者に対する退場命令

---

8. 議長としての能力と技術

---

議長として会議を成功させるためには、次のような能力と技術が必要である。

---

(1) 規則、会議運営の諸会則に精通すること

---

(2) 会議への集中力を高めること

---

(3) 事態に対応できる処理能力のあること

---

(4) 時間を厳守し、有効な使い分け

---

(5) ユーモアに富み、自己中心でないこと

---

## 9. 議事録の重要性

会議議事録の必要性は将来議事の効力について問題が発生したときにその有効性を証明する有力な記録にもなり得る。

また、その会議に出席できなかった会員にも知らせることができるし、将来の審議の参考にもなる。会議では前回の議事録の承認をとることにより、明確な資料になる。

なお記載される事項は次のとおりである。

- (1) 会合の種類（定例か臨時か特別等を明記する）
- (2) 会議の名称
- (3) 会議の時間・場所・出席者
- (4) 議長・書記
- (5) 前回議事録の承認
- (6) 議事

議事の順序および動議その他重要な発言の要旨

- (7) 決議事項
- (8) 採決の方法およびその結果
- (9) その他議長において必要と認める事項

等を議事録作成者は記入しておく必要がある。

## 10. 討議の方法

あらゆる会議では、全体の合議体の意思をどのようにまとめてゆくかの過程が極めて重要である。会議は議長が主宰し、少数意見も尊重しつつ、全体としての意見を集約してゆかなければならない。

議長は中立公正であることが求められる。それに議題と発言者の発言内容についての正確な理解がないと議長の責任を果たすことができない。

また、発言者も議長が会議の主宰者であることを自覚し、会議のルールを守らなければならない。質問や意見を述べるには議長の許可を得てはじめて発言すべきで

ある。議長の制止をも聞かないで発言するなどということは厳に慎むべきである。

意見又は動議を述べたときには、セカンドする者がなければそれは正式に意見又は動議として採り上げることはできない。出席者がひととおり発言するまで、同じ事項について二度目の発言を行なうことはできない。同じ議題については、二度まで通算10分以内で発言できることになる。

## 11. まとめ

以上膨大なロバート議事規則の記述の内、その骨子となるものを要約してみた。

複合地区などは大会議事規則などを規則化している。しかし、各クラブのロバート議事規則を基本とした規則の標準版はない。そこで、ロバート議事規則の内、クラブ運営に必要なものを「ライオンズクラブ議事規則」の一例として条文化してみた。できうれば各クラブはこれを正式に採択しクラブの議事規則として採用して欲しい。それによってライオンの絆は深められ、クラブの運営が円滑になると信ずるからである。

## 第3回キャビネット会議提出案件

役職名 環境委員会委員長

第3R・第1Z 東京新橋 LC

L名 風間昭

### 審議決議事項

案件 1. 330-A 地区は、地球環境保全・温暖化防止アクティビティについて、

長期継続重点奉仕事業とする

#### (説明)

5ヵ年プログラムにより、環境リーダー養成講座等 地区内クラブに

啓蒙してきましたが 330-A地区「環境憲章」を地区内クラブに

周知徹底させ、各クラブが短、中、長期に対応し具体的奉仕実施の為

未来に向けて長期的に取組む必要がある為 承認を得たい

なお、330-A地区 環境テーマ、キーワード、スローガンとして 下記を

合わせて承認を承りたい

環境テーマ — 森の都東京に、森の国 日本へ

キーワード — “山” “川” “海”

スローガン — 21世紀ライオンズクラブメンバーは、地球を救う騎士たれ

FAX (03-5330-3370)

E-mail (cab@lions330-a.org)

# 第3回キャビネット会議提出案件

2010年3月15日（月）

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区

役職名：青少年育成委員会 委員長

L 瀧澤 賢司

## 《 案件 》

### 1. 「薬物乱用防止教育ゴールド認定講師連絡会」

設置の承認について

### 2. 「薬物乱用防止啓発活動支援のための協賛金拠出依頼」

の承認について

### 3. 「薬物乱用防止委員会委員一部留任」の承認について

### 4. 「薬物乱用防止啓発活動のキャビネット事務局の受付窓口」

設置の承認について

## 《説明》

本事業の「薬物乱用防止教育講座養成システム」は1997年に財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターと共同認定で設立され今年で13年目を迎えます。また、2006年3月より「内閣府（薬物乱用対策推進本部）」、「厚生労働省」、「警察庁」、「文部科学省」の4省庁より後援名義使用許可がおりました。

特に警察庁からは、本年3月30日の8複合地区ガバナー協議会議長連絡会議において、ライオンズクラブと薬物乱用防止活動を全国的に強化拡充するための「合意文章」を交したいとの協力要請がきております。

現状においても、東京都保健局および教育委員会より多くの「薬物乱用防止教室」依頼があり、それに警察庁の動きを加えますとその件数はかなりのものになると見込まれます。

以上の考察から、本事業システムのさらなる強化を図ることが急務となつてまいりました。

よって上記4項目を上程させていただきます。